

令和 7 年 2 月 28 日
海 事 局 海 技 課

登録小型船舶教習事務等の適正な実施について

一部の登録小型船舶教習所に立入検査を実施したところ、下記のとおり、関係法令、登録小型船舶教習所実施要領（平成 16 年国海資第 391 号）、小型船舶教習所の登録等に関する事務取扱要領（平成 16 年国海資第 15 号）等に基づく登録小型船舶教習事務等が適正に実施されていない事実が確認された。

本件について、当該登録小型船舶教習所に対し、海事局海技課（以下「当課」という。）より是正指導を行ったところであるが、全国の登録小型船舶教習所においても、適正な教習事務等が行われるよう、下記を含め、教習事務等の実施状況について点検を行っていただきたい。

記

1. 要件に適合する管理者を選任していなかった事実

当課から、教習事務の実施状況について確認したところ、当該教習所が教習事務の管理者として届け出ている者が場所及び会場の提供並びに集客のみを行い、教習には関与していないと発言するなど、適正に教習事務を管理していないことが確認された。

【該当する法令】

船舶職員及び小型船舶操縦者法第 17 条の 4（同法第 23 条の 32 で準用）
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 115 条第 2 号

2. 基準に適合する教科書を使用しなかった事実

当課から、実技教習用の教科書の使用状況について確認したところ、基準に適合する教科書を適切に使用していないことが確認された。

【該当する法令】

船舶職員及び小型船舶操縦者法第 17 条の 4（同法第 23 条の 32 で準用）
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 115 条第 9 号

3. 未届けの講義室を使用した事実

学科教習において、届出されていない講義室を使用して講義が行われていたことが確認された。

【該当する法令等】

船舶職員及び小型船舶操縦者法第 17 条の 2 第 1 項
登録小型船舶教習所の登録等に関する事務取扱要領第 9 1.（2）